

# 個人データ取扱要領

令和6年10月1日  
公益財団法人花と緑の銀行

## (趣旨)

第1条 本要領は、公益財団法人花と緑の銀行（以下、「財団」という。）が取り扱う個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「個人情報ガイドライン」という。）に定める個人データの安全管理措置について、必要な措置を定めるものとする。

## (定義)

第2条 用語の定義は、個人情報保護法及び個人情報ガイドラインに定めるところによる。

## (責任者等の設置)

第3条 個人データの取扱いに関する総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置くこととし、事務局長をもって充てる。また、各部に担当責任者（以下「担当責任者」という。）を設け、各部の長（部長不在の場合は別途指名する者）をもって充てる。なお、総務課長は、総括責任者のもと、担当責任者との連絡調整を担うものとする。

2 総括責任者は、担当責任者と連携し、個人データの管理に関する事務を総括するとともに、自ら本要領に定められた事項を遵守し、かつ職員等（財団の役員及び雇用形態にかかわらず財団の業務に従事する全ての者をいう。以下の本要領において同じ。）に遵守させるために、本要領に定める措置その他必要な措置を実施する。

## (個人データを取り扱う職員等)

第4条 個人データを取り扱うにあたっては、別紙様式により、あらかじめ個人データの内容及び取扱い職員等を明確化する。

## (職員等の教育)

第5条 総括責任者は、担当責任者と連携し、職員等に個人データの取扱いに関する留意事項について、定期的な研修等の企画、実施等の適切な教育を行い、個人データの適正な取扱いを周知徹底する。

## (委託先の監督)

第6条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先を選定する際に、委託先が個人情報保護法に基づき財団自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認する。

2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。

3 個人データの取扱いの全部又は一部を委託した場合、委託先における個人データの取扱状況を把握する。

## (機器及び電子媒体等の取扱い)

第7条 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等は、盗難又は紛失等を防止するため、施錠可能な場所への保管等の措置を講ずる。

2 個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じる。

(アクセス制御等)

第8条 職員等が取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

- 2 個人データを取り扱う情報システムを使用する職員等が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。
- 3 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。
- 4 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用する。

(廃棄等)

第9条 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行う。

- 2 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、これを記録(消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人データの内容及び消去・廃棄の方法)し、保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認する。

(通報及び調査義務等)

第10条 職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知ったとき、又はそのおそれがあると気づいたときは、直ちに担当責任者に通報する。

2 担当責任者は、前項の漏洩について職員等から通報を受けた場合には、直ちに総括責任者に報告するとともに、事実関係を調査する。

(報告及び対策)

第11条 総括責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認し、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長に報告するとともに、影響を受ける可能性のある本人、個人情報保護委員会及び県所管課等の関係機関に報告する。

- ア 漏洩した個人情報等の範囲
- イ 漏洩先
- ウ 漏洩した日時
- エ その他調査で判明した事実

2 総括責任者は、理事長及び関係機関と相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定する。

(評価及び見直し)

第12条 担当責任者は、個人データの取扱状況を把握し、その取扱状況について、定期的に監査を実施する。

- 2 担当責任者は、前項の点検等の結果を踏まえ、総括責任者と協議のうえ、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。

附則

本要領は、令和6年10月1日から施行する。